

# 東京大学地球観測データ統融合連携研究機構内規

平成18年7月6日  
総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学地球観測データ統融合連携研究機構(以下「機構」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、地球観測データ統融合に関する研究及び教育を推進し、国内外の大学・研究機関との連携拠点の役割を果たすとともに、その発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 機構においては、前条の目的を達成するため地球観測データ統融合に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国内外の大学・研究機関間の連携の推進
- (2) 全学横断的プロジェクトの推進
- (3) 研究及び教育の推進
- (4) 研究及び教育に必要な会議の開催
- (5) 研究成果の社会への還元
- (6) その他前条の目的達成のために必要な業務

(組織等)

第4条 機構に、専任教員、兼任教員、特任教員、事務職員、特任専門員等を置くことができる。

2 前項の専任教員及び特任教員の選考は、東京大学総長室総括委員会が行う。

(機構長)

第5条 機構に機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の教授から総長が指名する。
- 3 機構長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 機構に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザリーボード)

第7条 機構に、機構に関する重要事項について機構長の諮問に応えるため、アドバイザリーボードを置く。

2 アドバイザリーボードに関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第8条 この内規が定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成18年7月1日から施行する。